

松 蔭 学 園 の 財 政 状 況

6月末に開催の理事会・評議員会において「令和7年度決算」が承認されました。

令和7年度は、少子化の時代にあって、安定した学生生徒数を確保する施策として、教育の活性化、質的向上と受入体制の構築のための環境強化、整備を行いました。

令和7年度の財政状況は、収入面では、学納金関連収入は、前年比減少となりました。

支出面では、図書等の充実を図ったことによる支出や教育環境を整えるための機器備品の購入等、教育研究経費に関する支出、新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品に関する支出、大学の学生駐車場電灯盤タイマーの交換工事や厚木ステーションキャンパスの非常用自家発電設備の更新工事、学生寮愛名松蔭会館屋上の防水改修工事、その他構内の安全対策のための補修等、必要不可欠な支出に重点配分しました。

財務体質の健全性の目安となる、事業活動当年度収支差額は、約544百万円の支出超過となりましたが、

その中に基本金組入額マイナス約21百万円は、大学コンピューター教室の最新機種への入れ替え工事やグラウンドの防球ネットの修理工事、世田谷キャンパスの体育館の改修工事や幼稚園の空調機更新工事等、固定資産の増加等に要したものです。

資金繰り上の次年度繰越支払資金も十分確保されており、財政状況は、問題なく健全な財政を維持している状況です。

近年、私学を取巻く環境はますます厳しさを増しています。このような環境の下ではありますが、学園は、令和8年度も支出の効率的節減を図りながら、安定した事業活動収入の拡大に努め、より一層の財政基盤の充実と強化を図っていきます。

なお、令和7年度決算の概要を掲載しましたのでご参照下さい。

令和7年度事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

I 法人の概要

(1) 建学の精神

松蔭学園は、昭和16年松浦昇平先生によって創立されました。先生は敬愛した吉田松陰先生の教えである「知行合一」を教育理念とし、学園の校是としました。「知行合一」とは、学んで得た知識を行動に生かし、また行動することでさらにその知識を体得していく事です。

本学は創立以来、この建学の精神に則り、学ぶこと、体験することを通じて、人間性を磨き、知識を実践で生かすことのできる教育に携わってきました。

21世紀の国際社会では、グローバル化の進展に伴い、異なる文化的背景をもつ人々が出会い、結びつき、共に生きる機会が拡大し、国境を越えた相互理解が必要です。

本学では、この根底に必要な「他者を思いやる心（ホスピタリティ）」を基盤とし、学習や体験を通じて、文化や言葉などの多様性を認め、人々を尊重しながら、世界で活躍できる、ビジネス、コミュニケーション、観光・情報・看護のプロフェッショナルの育成をめざします。

(2) 法人の沿革

昭和16年4月	松蔭女学校創立（「知行合一」を教育理念とし、校是とする）
昭和23年4月	松蔭中学・高等学校と改称し同年に松蔭幼稚園を開園
昭和24年4月	松蔭女子専門学院開校（平成26年3月閉学）
昭和60年4月	松蔭女子短期大学（英語科・経営科）開学（平成13年3月閉学）
平成12年4月	松蔭女子大学（経営文化学部）開学
平成16年4月	松蔭大学（経営文化学部・異文化コミュニケーション学部）に改称（共学）
平成17年4月	松蔭中学・高等学校（共学）
平成18年4月	松蔭大学大学院（経営管理研究科）開設
平成21年4月	松蔭大学（観光文化学部）開設・厚木キャンパス開校
平成24年4月	松蔭大学（コミュニケーション文化学部）学部名称変更と2学科増設開校
平成25年4月	松蔭大学（観光文化学部）学部名称変更（観光メディア文化学部）と3学科増設開校
平成27年4月	松蔭大学（看護学部）看護学科開設
平成29年4月	松蔭大学（コミュニケーション文化学部）子ども学科開設
令和2年4月	松蔭大学経営文化学部金融経済学科学生募集停止
令和3年4月	松蔭中学校を松蔭大学附属松蔭中学校に、松蔭高等学校を松蔭大学附属松蔭高等学校に名称変更
令和5年3月	松蔭大学（経営文化学部）金融経済学科廃止
令和5年4月	松蔭大学大学院（看護学研究科）開設

(3) 設置する学校・学部・学科及び入学定員数

学 校 名	学 部 名	学 科 名	入学定員数
松 蔭 大 学	大 学 院	経 営 管 理 研 究 科	10
		看 護 学 研 究 科	6
	経 営 文 化 学 部	ヒ・シ・ネスマネジメント学科	72
		経 営 法 学 科	72
	コミュニケーション文化学部	異文化コミュニケーション学科	48
		生 活 心 理 学 科	48
		日本文化コミュニケーション学科	48
		子 ど も 学 科	48
	観光メディア文化学部	観 光 文 化 学 科	48
		メ デ ィ ア 情 報 文 化 学 科	48
	看 護 学 部	看 護 学 科	80
松蔭大学附属松蔭高等学校	全 日 制 課 程 ・ 普 通 科		360
松蔭大学附属松蔭中学校			—
松 蔭 幼 稚 園			175

(4) 役員・教職員の概要

理事、監事及び評議員

役職名	氏 名	役職名	氏 名
理事長	松浦 正晃	評議員	松浦 史門
理 事	松浦 広明	評議員	大野 悟
理 事	柳澤 史子	評議員	岩本 伸子
理 事	根岸 昭正	評議員	簗羽 幸子
理 事	白川 満伸	評議員	渡辺 昌紀
理 事	岩間 啓子	評議員	桑原 常明
監 事	池本 正孝	評議員	野島 昭昌
監 事	小林 裕和	評議員	柳澤 祐子

教 職 員	専任教員	122名
	職 員	49名
	非常勤講師	44名

II 事業の概況

令和7年度は、少子化の時代にあつて、安定した学生生徒数を確保する施策として、教育の活性化、質的向上と受入体制の構築のための環境強化、整備を行いました。大学進学率の増加や各教員の努力、広報活動の強化を踏まえて、学生募集は引き続き良好な結果となりました。

(1) 教育環境の強化

大学においては、大学院と看護学部、コミュニケーション文化学部子ども学科開設により、学部学科の増設による教育環境も充実し、学生ニーズ多様化に対応し、入学希望者の選択肢拡大に努めるとともに、既存学部を含めた機器備品、図書等の充実に努めました。また、教育環境の向上を図るため、大学においては、コンピューター教室の最新機種への入れ替え工事やグラウンドの防球ネット修理工事を行いました。

世田谷キャンパスにおいては、体育館の改修工事を行いました。

(2) 学生支援活動の強化・活性化

- ① 就職状況は、物価高による景況感の後退もありましたが、企業の採用意欲が高いことが背景となり、前年と同様、高水準となりました。
そうした中、従来同様にきめ細かな就職指導、求人先の開拓等を推進してきた結果、就職希望者の内定率は100%に近い良好な結果となりました。
- ② 学生・生徒の個性、独自性を更に高めるため、校外教育・課外活動充実のために、教育活動の充実、安全対策等を重点的に行い施設を整備しました。

(3) 施設整備関連

① 現有施設設備の所在地

名 称	所 在 地
下北沢キャンパス	東京都世田谷区北沢1-16-10
厚木森の里キャンパス	神奈川県厚木市森の里若宮9-1
厚木ステーションキャンパス	神奈川県厚木市中町4-3-1
学生寮愛名松蔭会館	神奈川県厚木市愛名字遠矢塚1009-3
湘南キャンパス	神奈川県平塚市大神9-5-10
北沢ステーションキャンパス	東京都世田谷区北沢1-22-18
軽井沢山荘	長野県北佐久郡軽井沢町烏井原2660

② 主な施設設備の取得等

新型コロナウイルスの感染から学生生徒園児を守り、安定的に教育活動を推進していくため、保健衛生用品、備品の購入に努めました。

また、安全対策のための補修、設備の改善、機器備品の買換え等の必要不可欠のものと、図書等の充実に図りました。大学においては、愛名松蔭会館屋上の防水改修工事や学生駐車場の電灯盤タイマーの交換工事を行いました。

世田谷キャンパスにおいては、幼稚園の空調機更新工事を行いました。

令和7年度事業報告書
附属明細書

令和7年度事業報告書には、私立学校法施行規則第29条第3項に規定する附属明細書「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しない。

Ⅲ 財務の概況

☆貸借対照表とは、年度末における学園の財政状況を明らかにするため、学園が保有する資産、負債、基本金及び繰越収支差額を一覧表示したものです。

☆基本金とは、学校法人が教育研究その他の活動に必要な資産を事業活動収入の内から用途に応じて組入れた金額を基本金と言います。

- ・第1号基本金 校地、校舎、機器備品、図書等の固定資産の額
- ・第2号基本金 将来、固定資産を取得する目的や質的向上に充てるために預金等で留保している資産の額
- ・第4号基本金 恒常的に保持すべき資金の額

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日

(単位：円)

資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	16,573,111,692	16,906,720,393	△ 333,608,701
(1) 有形固定資産	12,873,115,864	13,034,917,880	△ 161,802,016
土地	8,616,145,400	8,616,145,400	0
建物	2,715,140,811	2,865,535,901	△ 150,395,090
その他の有形固定資産	1,541,829,653	1,553,236,579	△ 11,406,926
(2) 特定資産	2,235,000,000	2,235,000,000	0
(3) その他の固定資産	1,464,995,828	1,636,802,513	△ 171,806,685
流動資産	6,171,362,930	6,358,002,090	△ 186,639,160
現金預金	5,102,512,238	5,278,134,261	△ 175,622,023
その他の流動資産	1,068,850,692	1,079,867,829	△ 11,017,137
資 産 の 部 の 合 計	22,744,474,622	23,264,722,483	△ 520,247,861
負 債 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	203,522,829	172,107,475	31,415,354
流動負債	372,329,551	400,970,552	△ 28,641,001
負 債 の 部 の 合 計	575,852,380	573,078,027	2,774,353
純 資 産 の 部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	24,102,219,141	24,081,183,683	21,035,458
第1号基本金	21,780,219,141	21,759,183,683	21,035,458
第2号基本金	2,200,000,000	2,200,000,000	0
第4号基本金	122,000,000	122,000,000	0
繰越収支差額	△ 1,933,596,899	△ 1,389,539,227	△ 544,057,672
翌年度繰越収支差額	△ 1,933,596,899	△ 1,389,539,227	△ 544,057,672
純資産の部合計	22,168,622,242	22,691,644,456	△ 523,022,214
負債及び純資産の部合計	22,744,474,622	23,264,722,483	△ 520,247,861

注記：貸借対照表は、学校法人会計基準の様式に基づく表示区分としています。

☆ 事業活動収支計算書とは

- ・教育活動、教育活動外、特別の各部門における収支状況を明確にすることにより分り易くした計算書です。
- ・学校法人が将来に亘って維持発展するためには、事業活動収入と事業活動支出が均衡する財務体質が望ましいとされています。
- ・事業活動収支計算書には、実際に資金の動きがなくても正味財産に影響を及ぼす減価償却等が計上されています。(一般企業の「損益計算書」に類似しています)

事業活動収支計算書

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

(単位 円)

教育活動資金収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		学生生徒等納付金	1,041,220,000	824,714,100	216,505,900
		手数料	13,970,000	12,090,710	1,879,290
		寄付金	0	0	0
		経常費等補助金	240,040,000	236,397,184	3,642,816
		付随事業収入	67,620,000	44,159,879	23,460,121
		雑収入	25,440,000	73,496,499	△ 48,056,499
		教育活動収入計	1,388,290,000	1,190,858,372	197,431,628
教育活動資金収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費	1,078,160,000	1,135,976,614	△ 57,816,614
		教育研究経費	583,260,000	561,255,346	22,004,654
		管理経費	90,380,000	91,125,220	△ 745,220
		徴収不能額等	5,000,000	13,411,000	△ 8,411,000
		教育活動支出計	1,756,800,000	1,801,768,180	△ 44,968,180
		教育活動収支差額	△ 368,510,000	△ 610,909,808	242,399,808

教育活動外収支	事業収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	170,000,000	194,139,323	△ 24,139,323
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	170,000,000	194,139,323	△ 24,139,323
教育活動外収支	事業支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0
		教育活動外収支差額	170,000,000	194,139,323	△ 24,139,323
		経常収支差額	△ 198,510,000	△ 416,770,485	218,260,485

特別収支	事業収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	200,000,000	20,590	199,979,410
		その他の特別収入	670,000	3,170,000	△ 2,500,000
		特別収入計	200,670,000	3,190,590	197,479,410
特別収支	事業支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	50,000	527,319	△ 477,319
		その他の特別支出	0	108,915,000	△ 108,915,000
		特別支出計	50,000	109,442,319	△ 109,392,319
		特別収支差額	200,620,000	△ 106,251,729	306,871,729

[予備費]	0		0
基本金組入前当年度収支差額	2,110,000	△ 523,022,214	525,132,214
基本金組入額合計	△ 549,400,000	△ 21,035,458	△ 528,364,542
当年度収支差額	△ 547,290,000	△ 544,057,672	△ 3,232,328
前年度繰越収支差額	△ 1,389,500,000	△ 1,389,539,227	39,227
基本金取崩額	0	0	0
翌年度繰越収支差額	△ 1,936,790,000	△ 1,933,596,899	△ 3,193,101

[参考]

事業活動収入計	1,758,960,000	1,388,188,285	370,771,715
事業活動支出計	1,756,850,000	1,911,210,499	△ 154,360,499

注記：事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の様式に基づく表示区分としています。

☆ 資金収支計算書とは、学園の当該会計年度の諸活動に対応するすべての収支の内容と支払資金の収支顚末を示すものです。

- ・ 全てを発生主義でとらえるため、実際のお金の出入りとの差異を処理する調整金勘定が設けられています。
- ・ 次年度繰越支払資金は年度末に現金預金がいくらあるかを意味しています。

資 金 収 支 計 算 書

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

(単位：円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	1,041,220,000	824,714,100	216,505,900
手数料収入	13,970,000	12,090,710	1,879,290
寄附金収入	670,000	440,000	230,000
補助金収入	240,040,000	236,397,184	3,642,816
地方公共団体補助金収入	240,040,000	236,397,184	3,642,816
資産売却収入	503,600,000	599,420,590	△ 95,820,590
付随事業・収益事業収入	67,470,000	45,052,623	22,417,377
受取利息・配当金収入	170,000,000	194,139,323	△ 24,139,323
雑収入	25,440,000	75,404,634	△ 49,964,634
借入金等収入	1,000,000	750,000	250,000
前受金収入	233,110,000	158,641,900	74,468,100
その他の収入	473,250,000	451,129,118	22,120,882
資金収入調整勘定	△ 232,390,000	△ 281,887,370	49,497,370
前年度繰越支払資金	5,278,130,000	5,278,134,261	△ 4,261
収入の部合計	7,815,510,000	7,594,427,073	221,082,927
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	1,076,960,000	1,126,193,355	△ 49,233,355
教育研究経費支出	312,260,000	285,302,586	26,957,414
管理経費支出	73,860,000	76,568,406	△ 2,708,406
借入金等返済支出	250,000	500,000	△ 250,000
施設関係支出	506,980,000	54,801,004	452,178,996
設備関係支出	43,920,000	70,859,135	△ 26,939,135
資金運用支出	500,000,000	530,618,053	△ 30,618,053
その他の支出	488,180,000	477,683,110	10,496,890
予備費	0	0	0
資金支出調整勘定	△ 110,590,000	△ 130,610,814	20,020,814
翌年度繰越支払資金	4,923,690,000	5,102,512,238	△ 178,822,238
支出の部合計	7,815,510,000	7,594,427,073	221,082,927

注記：資金収支計算書は、学校法人会計基準の様式に基づく表示区分としています。

☆ 活動区分資金収支計算書とは、「資金収支計算書」を活動区分（教育・施設設備等・その他）に組み替えて記載し、区分ごとの資金の流れを明らかにするものです。

- ・教育活動：学校の本業である教育活動の収支状況を見ることができます。
- ・施設設備等活動：主に施設設備投資とその財源を見ることができます。
- ・その他の活動：借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができます。

活動区分資金収支計算書

令和7年 4月 1日から

令和8年 3月31日まで

(単位：円)

教育活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	学校生徒等納付金収入	824,714,100
		手数料収入	12,090,710
		経常費等補助金収入	236,397,184
		付随事業収入	45,052,623
		雑収入	72,674,634
		教育活動資金収入計	1,190,929,251
	支出	人件費支出	1,126,193,355
		教育研究経費支出	285,302,586
		管理経費支出	76,568,406
教育活動資金支出計		1,488,064,347	
差引		△ 297,135,096	
調整勘定等		△ 49,884,672	
教育活動資金収支差額		△ 347,019,768	
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	440,000
		施設設備売却収入	20,590
		施設整備等活動資金収入計	460,590
	支出	施設関係支出	54,801,004
		設備関係支出	70,859,135
		施設整備等活動資金支出計	125,660,139
	差引		△ 125,199,549
	調整勘定等		26,526,545
	施設整備等活動資金収支差額		△ 98,673,004
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		△ 445,692,772	
その他の活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	750,000
		有価証券売却収入	599,100,000
		投資信託特別分配金収入	300,000
		長期貸付金回収収入	250,000
		短期貸付金回収収入	250,000
		預り金受入収入	338,751,626
		立替金回収収入	3,300
		仮受金回収収入	44,000
		高等学校就学支援預り金収入	5,573,700
		修学旅行積立預り金収入	2,154,182
		小計	947,176,808
		受取利息・配当金収入	194,139,323
		過年度修正収入	2,730,000
		その他の活動資金収入 計	1,144,046,131
	支出	借入金等返済支出	500,000
		有価証券購入支出	530,618,053
		長期貸付金支払支出	750,000
		預り金支払支出	342,035,303
		仮受金支払支出	44,000
		仮払金支出	28,026
		小計	873,975,382
		その他の活動資金支出 計	873,975,382
	差引		270,070,749
	調整勘定等		0
	その他の活動資金収支差額		270,070,749
	支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		△ 175,622,023
	前年度繰越支払資金		5,278,134,261
	翌年度繰越支払資金		5,102,512,238

注記：活動区分資金収支計算書は、学校法人会計基準の様式に基づく表示区分としています。

計算書類に対する注記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

① 大学教職員に係る期末要支給額 84,367,980円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

② 高等学校以下の教職員に係る期末要支給額 73,818,990円から東京都私学財団交付金を控除した金額の100%を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法によっている。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額	8,944,471,530 円
4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額	13,411,000 円
5. 担保に供されている資産の種類及び額	
担保に供されている資産はない。	
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額	49,265,995 円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策	
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。	

8. セグメント情報

(単位 円)

科目 \ セグメント	大 学	幼稚園・高等学校	学校法人部門	合計
教育活動収入計	818,392,217	372,349,780	116,375	1,190,858,372
教育活動支出計	1,346,146,640	430,743,355	24,878,185	1,801,768,180
教育活動収支差額	△ 527,754,423	△ 58,393,575	△ 24,761,810	△ 610,909,808
教育活動外収支差額	146,662,317	45,227,015	2,249,991	194,139,323
経常収支差額	△ 381,092,106	△ 13,166,560	△ 22,511,819	△ 416,770,485
特別収支差額	△ 50,377,487	△ 15,519,242	0	△ 65,896,729
基本金組入前当年度収支差額	△ 431,469,593	△ 28,685,802	△ 22,511,819	△ 482,667,214
基本金組入額合計	△ 22,644,708	1,339,171	270,079	△ 21,035,458
当年度収支差額	△ 454,114,301	△ 27,346,631	△ 22,241,740	△ 503,702,672

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会在が経営資源の配分の決定及び業績を評価することを等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学」「幼稚園・高等学校」「学校法人部門」に区分している。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務 なし

10. 子法人に関する事項 なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項
 関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係		
						役員の兼任等	事業上の関係					子法人	出資会社	学校法人間取引
役員及びその近親者が支配する法人	有限会社セイジョウ	東京都世田谷区	300万円	不動産の賃貸	—	兼任2名	設備の賃借	住宅の賃借料(注1)	家賃月150,000円	賃借料	—			
理事長	松浦正晃	—	—	—	—	—	設備の賃貸	住宅の賃貸料収入(注1)	家賃月248,400円	施設設備利用料	—			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 設備の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要な後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

①総括表

(単位 円)

	当年度 (令和 8年 3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,882,214,861	2,862,959,364	980,744,503
(うち満期保有目的の債券)	(965,474,555)	(1,149,787,673)	(184,313,118)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	546,258,886	500,188,240	△46,070,646
(うち満期保有目的の債券)	(486,613,531)	(455,839,740)	(△30,773,791)
合 計	2,428,473,747	3,363,147,604	934,673,857
(うち満期保有目的の債券)	(1,452,088,086)	(1,605,627,413)	(153,539,327)
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	2,428,473,747		

②明細表

(単位 円)

種 類	当年度 (令和 8年 3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債券	1,452,088,086	1,605,627,413	153,539,327
株式	509,049,091	1,132,613,500	623,564,409
投資信託	467,336,570	624,906,691	157,570,121
貸付信託	0	0	0
合 計	2,428,473,747	3,363,147,604	934,673,857
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	2,428,473,747		

(2) デリバティブ取引

なし

(3) 主な外貨建資産・負債

なし

(4) 通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

なし

(5) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
補助活動支出	1,650,000	補助活動収入	44,753,423
計	1,650,000	計	44,753,423
純 額			43,103,423

固定資産明細書

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	減価償却額の累計額	差 引 期 末 残 高	要 求
土地	8,616,145,400	0	0	8,616,145,400		8,616,145,400	
建物	9,418,029,933	50,260,373	24,518,782	9,443,771,524	6,728,630,713	2,715,140,811	
構築物	1,316,498,319	4,540,631	0	1,321,038,950	935,043,272	385,995,678	
教育研究用機器備品	1,181,187,007	51,519,705	43,282,287	1,189,424,425	1,001,592,031	187,832,394	
管理用機器備品	96,495,522	1,688,439	9,054,837	89,129,124	70,743,160	18,385,964	
図書	386,085,165	302,511	0	386,387,676	125,898,701	260,488,975	
車両	79,650,549	16,848,480	869,300	95,629,729	70,503,087	25,126,642	
建設仮勘定	664,000,000	0	0	664,000,000		664,000,000	
計	21,758,091,895	125,160,139	77,725,206	21,805,526,828	8,932,410,964	12,873,115,864	
退職給与引当特定預金	35,000,000	0	0	35,000,000	0	35,000,000	
第2号基本金引当特定資産	2,200,000,000	0	0	2,200,000,000		2,200,000,000	
計	2,235,000,000	0	0	2,235,000,000		2,235,000,000	
施設利用権	260,000	0	0	260,000	0	260,000	
電話加入権	1,678,368	0	0	1,678,368	0	1,678,368	
ソフトウェア	22,049,440	500,000	269,500	22,279,940	12,060,566	10,219,374	
有価証券	1,620,570,033	430,618,053	599,100,000	1,452,088,086		1,452,088,086	*1
長期貸付金	500,000	750,000	500,000	750,000	0	750,000	
計	1,645,057,841	431,868,053	599,869,500	1,477,056,394	12,060,566	1,464,995,828	
合 計	25,638,149,736	557,028,192	677,594,706	25,517,583,222	8,944,471,530	16,573,111,692	

(注記)

1. 増加分は、ユー円債 382,680,000円と外貨建債券 47,938,053円の購入であり、減少分は、ユー円債の期限前償還等によるものである。

借入金明細書

令和 7年 4月 1日 から
令和 8年 3月 31日 まで

(単位 円)

借 入 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	返 済 期 限	摘 要
長期借入金	公的金融機関	500,000	750,000 ※	250,000 250,000	750,000	令和11年 3月10日	入学支度金
	市中金融機関	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0		
	計	500,000	750,000 ※	250,000 250,000	750,000		
短期借入金	公的金融機関	0	0	0	0		
	市中金融機関	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0		
	小計	0	0	0	0		
返済期限が1年以内の長期借入金		250,000	※ 250,000	250,000	250,000		
	計	250,000 ※	※ 250,000	250,000	250,000		
合計		750,000 ※	※ 750,000 250,000 ※	500,000 250,000	1,000,000		

(注記)

- ※印は、長期借入金から短期借入金（返済期限が1年以内の長期借入金）への振替額であります。

基 本 金 明 細 書

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

(単位 円)

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要(未組入残高)
第 1 号 基 本 金				
前期繰越高	21,781,819,703	21,759,183,683	22,636,020	
当期組入対象額				
1. 建 物	50,260,373	48,585,787	1,674,586	未払金
2. 構築物	4,540,631	4,540,631		
過年度未組入に係る当期組入れ		988,254	△ 988,254	
3. 教育研究用機器備品	51,519,705	35,308,190	16,211,515	未払金
過年度未組入に係る当期組入れ		2,611,290	△ 2,611,290	
4. 管理用機器備品	1,688,439	1,065,365	623,074	未払金
過年度未組入に係る当期組入れ		152,460	△ 152,460	
5. 図 書	302,511	302,511		
過年度未組入に係る当期組入れ		8,316	△ 8,316	
6. 車 両	16,848,480	431,200	16,417,280	未払金
過年度未組入に係る当期組入れ		5,036,160	△ 5,036,160	
7. ソフトウェア	500,000	0	500,000	未払金
計	125,660,139	99,030,164	26,629,975	
当期取崩対象額				
1. 建 物	△ 24,518,782	△ 24,518,782		
2. 教育研究用機器備品	△ 43,282,287	△ 43,282,287		
3. 管理用機器備品	△ 9,054,837	△ 9,054,837		
4. 車 両	△ 869,300	△ 869,300		
5. ソフトウェア	△ 269,500	△ 269,500		
計	△ 77,994,706	△ 77,994,706		
当期組入額	47,665,433	21,035,458	26,629,975	
当期末残高	21,829,485,136	21,780,219,141	49,265,995	
第 2 号 基 本 金				
前期繰越高	-	2,200,000,000	-	
当期組入対象額	-	0	-	
当期取崩対象額	-	0	-	
当期末残高	-	2,200,000,000	-	
第 4 号 基 本 金				
前期繰越高	-	122,000,000	0	
当期組入対象額	-	0	0	
当期取崩対象額	-	0	0	
当期末残高	-	122,000,000	0	
合 計				
前期繰越高	-	24,081,183,683	22,636,020	
当期組入額	-	21,035,458	26,629,975	
当期取崩額	-	0		
当期末残高	-	24,102,219,141	49,265,995	

財 産 目 録

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
一 資 産 額		
(一) 基 本 財 産		
1 土 地	123,606.75 m ²	8,616,145,400
2 建 物	45,520.80 m ²	2,715,140,811
3 構 築 物	219 点	385,995,678
4 図 書	102,692 冊	260,488,975
5 機器備品およびその他		895,345,000
(二) 運 用 財 産		
1 現 金 預 金		5,102,512,238
2 積 立 金		2,235,000,000
3 そ の 他		2,533,846,520
合 計		22,744,474,622
二 負 債 額		575,852,380
(一) 固 定 負 債		203,522,829
1 退職給与引当金		167,149,329
2 長期借入金		750,000
3 長期未払金		35,623,500
(二) 流 動 負 債		372,329,551
1 1年以内返済予定長期借入金		250,000
2 未 払 金		98,230,615
3 前 受 金		158,657,275
4 預 り 金		63,485,593
5 就学支援金預り金		5,702,400
6 修学旅行預り金		5,648,668
7 賞与引当金		40,355,000
合 計		575,852,380

監 査 報 告 書

令和8年6月22日

学校法人 松 蔭 学 園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

監 事 池 本 正 孝
監 事 小 林 裕 和

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄付行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

その結果、監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2 監査の結果

事業報告等に監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和 8 年 6 月 22 日

学校法人 松蔭学園

監事及び理事会 御中

あすなる監査法人

東京都世田谷区

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士

中島 茂

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第 104 条第 2 項に基づき、学校法人松蔭学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他

の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でな

い場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人松蔭学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上